

第2節 中世末から近世の集落と「村土居」

はじめに

大柄遺跡6区（以下、当該調査区）では、中世後半から近世の大型掘立柱建物を検出した。この建物の所在地は字村土居であることから、建物の性格を考える上で、興味深い事例である。

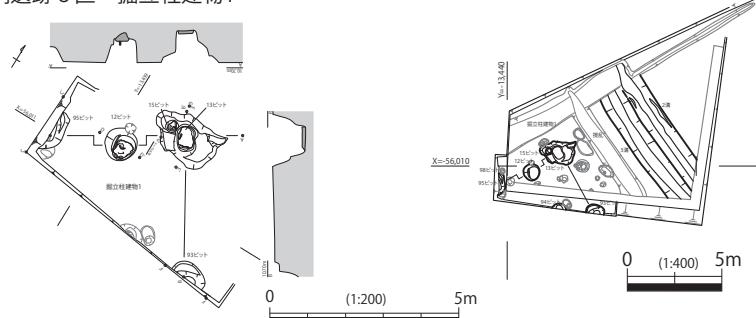
ここでは、従来の地名研究の成果と併せて、若干の整理を試みたい。

第1項 柱穴の規模と建物

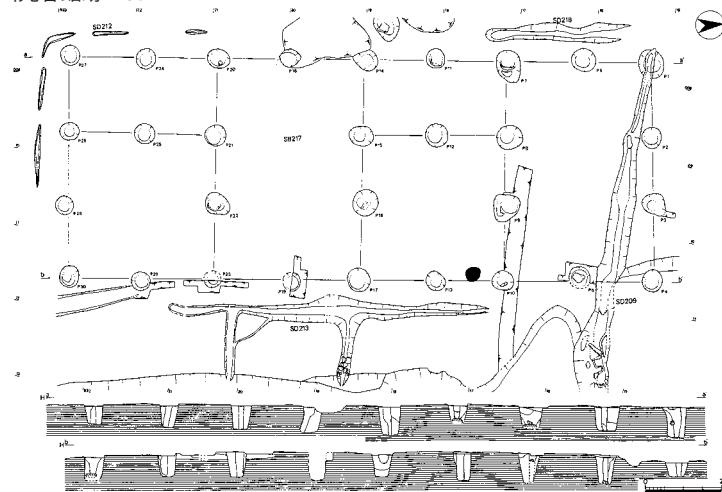
大型柱穴の掘立柱建物 当該調査区で検出した掘立柱建物1は大型の柱穴を伴う建物である。建物隅だけの検出であるが、12ピットは径0.86m、深さ約1.11m、13ピットは径0.96～1.26m、深さ約0.83mを測る。この2つのピットは石製礎板を伴っており、12ピットでは柱根が残っていた。13ピットは埋土が単一層で柱痕が検出できず、掘方が乱れていることから、柱の抜き取りが行われたと考えられる。柱間が広く、柱穴の規模及び構造から、かなりの大型建物であったと思われる。

鳥取県で、このような柱穴を持つ例は、古代の官衙遺構に認められる。気多郡衙に比定される鳥取市氣高町上原遺跡のSB095では、石製礎板を伴った柱穴が検出されている（奈良文化財研究所2003）。掘方はやや楕円形で、幅約1.1m、深さ約0.8mを測る。他に考えられる遺構には、礎石の落とし込み穴がある同上原遺跡T8005のSX241があげられる。これらから、現耕作土直下の検出では

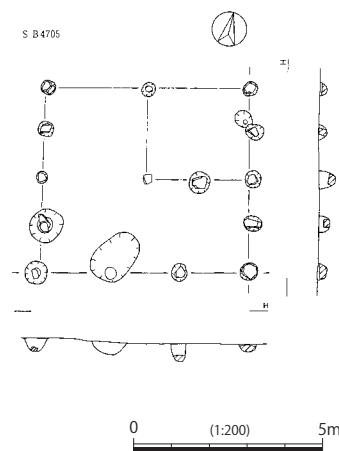
大柄遺跡6区 掘立柱建物1



吉川元春館跡 SB217



草戸千軒遺跡 SB4705



第124図 中世後半から近世の掘立柱建物

あったが、古代の大型建物を想定して現地での調査を終えた。

調査時は、柱穴からの出土土器がなく時期の判定ができなかつたため、掘立柱建物1の12ピットの柱根（取上番号35木器：試料番号11）、13ピット（取上番号36木器：試料番号12）から出土した木製品を用いて、放射性炭素年代測定を行つた。

その結果、35木器（試料番号11）が 320 ± 20 BP（460～310 calBP）、36木器（試料番号12）が 330 ± 20 BP（470～310 calBP）を示し、誤差範囲内で一致する年代を示した。得られた年代値は15世紀後半から17世紀前半を示すが、残存部位が伐採時の最外年輪に相当するか否かは判断ができないため、遺構構築年代の下限年代として捉えておく必要があるとの所見を得た（註1）。

なお、掘立柱建物1が近世に比定されると、2・3溝との関係を考える必要が生じる。この溝からは近世の陶磁器や寛永通寶などが出土し、近世に埋め戻し、掘り替えたと考えられる。掘削の時期は不明であるが、他に溝状攪乱も同じ方位を示しており、近代まで区画の意識があつたことになる。

中世後半から近世の掘立柱建物 この時期の建物は、集落が現在の集落と重なり、調査例が少ない。周辺では西桂見遺跡で礎石建物、天神山遺跡の第5次調査で礎石状平石が検出されている。しかし、柱の基部を固める掘立柱建物と上部構造で固める礎石建物では建物自体の構造が異なるため、単純に比較するのは難しい。また、天神山遺跡第1次調査の掘立柱建物は一部の検出であり、遺構の状況が把握できていない（鳥取市教育委員会1973、2005）。米子市尾高城址の南大首郭では、櫓台とする柱の配置が変則的な掘立柱建物が検出されている（尾高城址発掘調査団1979）。

当該調査区の掘立柱建物1の特徴である柱穴内に礎石状の石を置く礎板遺構は、軟弱地盤に対する工法で、草戸千軒遺跡などで検出されている。16世紀後半とされる吉川元春館跡のSB217は2つの建物を繋いだような長屋状建物で、柱穴の規模が似ている。いずれにしても、掘立柱建物1が館城である可能性は低いであろう。

一般的に、建物は中世後半に入ると掘立柱建物から礎石建物に転換しているイメージが強い。しかし、建物の性格や地域によって時期幅があり、必ずしも同時期に全国で同じ動きがあったわけではない。17～18世紀から変わっていた地域もあれば、18世紀後半から19世紀に変わる地域もあるとされている（淺川他編2001）。

第2項 土浦里から大蒲村へ

このような大型柱穴を伴つた掘立柱建物の性格を探る一つの方法に、大槻地区の名称や字名などを使つた歴史地理の手法がある。まずは、近世以前に付けられた地名の変遷を整理したい。

古代の大槻地区 はじめて確認できる地名は「土浦」である。東大寺の初期荘園、高庭荘に関する文書に記録されているが、もっとも古い「天平勝宝7年（755）田注」は現存しない。しかし、後に作成された延喜5年（905）「因幡国高庭荘検田帳案」やその他の文書に記載があり、内容を知ることができる（註2）。当該調査区は北二条土浦里に比定されるが、高庭荘ではなく、その隣の里に当たる。

昭和23年（1948）の米軍撮影の空中写真をみると、条里区画が残されていたことが分かる。これを観察することにより、流路や水路の痕跡が確認できる（註3）。耕地整理以前は大溝・柵間から里仁の間が低湿地で、これを示すように水田が深いことを表す「フケ」や「スクモ」のように泥炭、「砂田」のように耕作土の状態を示す小字名が残っている（建設省中国地方建設局1978）。4区で検出し



第125図 周辺の字名 (1948年9月22日撮影 鳥取南部 (USA - M86 - 1 - 34) に加筆)

た流路やその周辺に広がる低湿地の記憶が地名となり、土浦という里名となったかもしれない。調査区周辺には、条里区画を北東へ斜行しながら、部分的に条里区画と一致する水路跡が確認できる。条里制の施行時、またはそれ以前に整備されたと考えられる。

中世の大槻地区 中世前半は、大槻地区を直接表す文書や絵図は残されていない。しかし、江戸時代に編集された『因幡民談記』（佐伯 1914）や近世前半の絵図に中世後半の状況を窺うことができる。

高草郡には、高庭荘・味野荘・玉出荘・古海郷・布勢郷・吉岡荘など多くの荘園が存在しており、『因幡民談記』の「因幡国郡郷保庄記」には、他の郡より多い郷・保・庄・村が記載されている。因幡国では、保は郷が解体した跡に立てる、あるいは保が成立してしまうと郷が解体する傾向があった（註4）。保が圧倒的に多いことから、荘園・国衙領体制の確立期に、当郡内では在地領主が国衙在庁機構に連なる郷司・保司層として、その所領支配を確立していったと推定されている（註5）。

一つの郷が二つ、ないし三つの保に再編される傾向を考慮しながら「因幡国郡郷保庄記」の記載を見直すと、郡郷制時の高草郡に対応して書き分けられていることが分かる。

「因幡国郡郷保庄記」にみる大蒲村 しかし、「因幡国郡郷保庄記」には、中世前半から中世末までの情報が混在している。高草郡を領地とした亀井茲矩が大井手用水開削のため、邑美郡を領地に持つ池田長吉と換地を行う以前の状況を表している。大槻地区に該当すると考えられる地名は、「大蒲村」と「槻城村」である。

「大蒲村」には「本ノママ」との注記がある。これは、編者が当時に使われていた名称「大満」を「大蒲」と誤記したのではないかとの疑いを持ったため、注記をしたと思われる。しかし、「大蒲」は「大浦」の誤記とすれば、古代に使われた「土浦」から変じたと考えられないだろうか。編者は東大寺文書にある「土浦」の情報をも持ち得ないことから、このような表現になったと思われる。

「梅城村」は当時すでに見当たらず、カクマ（角間）がこれに該当し、「亀井殿」のときに成立した新村であるとしている。村の背後の丘陵には鍋山城跡があり、「郭城」が「梅城」に変じたと思われる。

第3項 大満村と角間村の成立

これらから大槻地区の名称をたどると、古代には土浦、誤記の可能性があるが中世段階では「大蒲」と呼ばれるようになった。16世紀後半には、因幡山名氏の継承争いと但馬山名氏との対立から、布勢城周辺は戦場となり、布勢城から大間谷を経て丘陵を越える道沿いに城が築かれた。この鍋山城跡の名称など詳細な記録はないが、これ以降に「大蒲村」に並んで「槻城村」が成立したことになる。

郷帳と村数 慶長10年（1605）「因幡国氣多郡高草郡郷帳」（鹿野町誌編集委員会編 1992。以下、「慶長10年郷帳」）は、亀井茲矩が作成した郷帳の写しとされている。集落は少なく、「吉岡、臥野、小山、布施・甲山、賀露、秋里、徳尾・安永・徳吉、宮谷、野坂、上原、荒田・深山口、有富、松上五ヶ、下味野、上味野、古海、服部・菖蒲、砂見、初瀬・しどり・あこた、布袋・長瀬・一本・引田・中嶋」の20ヶ所にとどまり、大槻地区に該当する地名は記載されていない。他に「氣多郡・高草郡高目帳」も20ヶ所に分けられており、紀年銘はないが同じ内容である（註6）。また、慶長18年（1613）4月14日「因幡国之内氣多郡・高草郡帳 伯耆国之内河村郡之内・久米郡之内帳」、慶長18年5月11日「因幡国内氣多郡・高草郡 伯耆国内河村郡・久米郡帳」は確認できなかつたが、郷村名と石高は同じであるとされている（註7）。

次に確認できる寛文4年（1664）「池田光仲宛領知判物・目録」では高草郡の村数は74ヶ村、正徳元年（1711）郷村石辻帳では78ヶ村に増加している。『因幡民談記』の「当代郷保庄記」には75ヶ村が記されており、『因幡民談記』が成立した元禄ごろを表していると思われる。

中世村から近世村へ 亀井茲矩は慶長17年（1612）に卒しており、慶長18年の2通の郷帳は所領を引き継いだ亀井政矩の時に作成された文書であることから、慶長10年から18年の間は大きな変化がなく、中世末の集落の状況、近世村への過渡期を示しているといえる。政矩の段階以降、元和3年（1617）に池田光政領、寛永9年（1632）に池田光仲との国替えを経て寛文4年に至る間に村数が増加、「大間村」「角間村」は幕府に提出するために作成した『寛永国絵図』に記載された。領主の交代に伴い、支配・徵税の単位とする行政村を定める「村切り」が行われ、近世村が成立したと考えられる（註8）。では、現在の大槻地区に繋がる集落は、いつから存在したのだろうか。古代の柱穴は多数検出したが、これが現在の集落に続くとは考えられない。また、15～16世紀の遺物が数点出土しているが、中世の遺構はほとんどなく、調査成果からの把握は難しい。

大槻地区の南東に位置する嶋地区は、中世における今嶋保に比定されている集落である。永正10年（1513）「山名豊頼宛行状」には「野坂嶋村内屋敷」とあり、野坂に属していた（註9）。しかし、「慶長10年郷帳」に記録されない小規模な集落であったと思われ、複数の村で郷を構成する形態もとらなかつた。このようなことから、記録にないから集落は存在しなかつたとは言い切れない。「大蒲村」「槻城村」も「嶋村」と同じような状況であったのではないだろうか。慶長18年の中旬以降、政矩が津和野へ転封となる元和3年の間の成立であれば、「因幡国郡郷保庄記」と合致する。

大角村と大間村 『正保国絵図』にも大間村・角間村と記載したが、『元禄国絵図』・『元禄郷帳』作成時に大満村・槻間村に改め、『因幡国変地其外相改之目録』にまとめられた。

しかし、その間の寛文10年（1670）に成立したとされる『寛文大図』には、大間村の位置に大角村と記載している（註10）。読みとしては、明治10年（1877）の名称である「大槻村」と同じ読みに当たる。

第4項 村土居とドイ

字名は先の項で述べたように、遺跡を考える上で重要な情報を与えてくれる。調査区の字名は、4・5区が「下前田」、6区が「村土居」、「僧ヶ谷奥」である（高草土地改良組合 1987）。ここでは掘立柱建物1が位置する「村土居」について考えたい（註11）。

土居とは 土居は中世に遡る言葉で、屋敷やその周辺の田畠にめぐらした土壘を指す。中国地方では島根県益田市にある益田城館跡の三宅御土居が有名で、鳥取市吉岡湯村では現在の集落と重なって「村土居」・「村上土居」・「村下土居」があり、吉岡氏の居館が置かれたとされている（中林 1977）。

野坂谷の土居 大槻地区の他、野坂・嶋地区などで「土居」地名が確認できる。野坂地区の土居は野坂川の左岸に位置する微高地である。「村土居」は現集落と重なり、野坂川との間に堤が設けられている。嶋地区の土居も現集落と重なる。旧河川が形成した微高地（註12）の上に位置し、もっとも高い場所に松嶋神社がある。集落の南から「村上土居」、東西に「村下モ土居」、北に「土居ノ下」がある。この3地区は立地が高いことが共通し、ほぼ現在の集落と一致している。

周辺の土居 近辺では布勢・徳吉・徳尾・古海・覚寺・富安・宮長・叶・海蔵寺などに「土居」があり、前後には上・下・前・村が付く。『鳥取県史』では、古海に「下村土居」、「上・中・下土居」、菖蒲に「中・下土居」、徳尾に「下村土居」、徳吉に「土居」があり、防御的性格をもつ中世的集落としている（建設省中国地方建設局 1978）。徳吉には「徳吉将監」などの有力者が伝えられており、中世的な土居が存在する可能性を窺わせる。

ドイと村組 ただし、「土居」には、中世的な土居と異なる意味も存在する。「土居」という字名は中国地方に広くみられ、鳥取県東部の鳥取市・岩美町・八頭町・若桜町・智頭町では、村組を意味する言葉として使用されている。近世に入ると土地の勢力家（有力者）を中心とした小集落を意味するようになり、やがて集落そのものを土居と呼ぶようになり、これらの小集落を統合したものが藩政村（行政村）という形を取るようになったという指摘がある（註13）。このことは、「土居」地名が本来の土居を表しているとは、簡単にいえないことを示唆している。



第126図 寛文大図（部分）

第5項 大型掘立柱建物と土居遺構

今回調査した大型の掘立柱建物1を検討し、地名や字名をとおして、古代から順を追って大槻地区を概観してきた。なかでもドイについての民俗学からの指摘は重要で、一概に「土居」地名だけでは、土居の遺構があるといえないことが分かった。溝を伴った大型の掘立柱建物1が土居を示すとともに可能であるが、部分的な検出でもあり、現状では中世後半から近世の掘立柱建物や土居の調査例が少なく、明快な答えをだすことはできなかった。このような事例が増え、土居遺構が解明されることを望む次第である。

追記 大満地区で14世紀と思われる相輪と15～16世紀の五輪塔・一石五輪塔、梅間地区で16世紀の宝篋印塔と五輪塔などの石造物を確認した。現集落のはじまりは、中世後半まで遡ると考えられる。

註

- (1) 本書第6章第1節 自然科学分析参照
- (2) 延喜5年9月10日付「因幡国高庭荘検田帳案」(『平安遺文』1-193)
- (3) 野坂川の旧河道についての指摘がある。(建設省中国地方建設局鳥取工事事務所 1978 p.105)
- (4) 錦織(1999) p.349
- (5) 平凡社地方資料センター(1992) p.69
- (6) 『石見亀井家文書』H-1031-16-2、国立歴史民俗博物館蔵
- (7) 鹿野町誌編集委員会編(1992) p.433
- (8) 鹿野町誌編集委員会編(1992) p.537、鳥取県(1979) p.186
- (9) 永正10年6月10日「山名豊頼宛行状」『北川家文書』(鳥取県立公文書館編 2015)
- (10) 大井手土地改良区(2002)付図「寛文之大図」倉田八幡宮蔵(複製) No.1
- (11) 小字名には「」をつけ、名称は高草土地改良組合(1987)を使用した。
- (12) 前掲、註3を参照。
- (13) 喜多村(2012) p.40 参照。ドイのカタカナ表記は民俗用語を表す。()は筆者による。

参考文献

- 浅川滋男・箱崎和久編 2001『埋もれた中近世のすまい』同成社
岩永実 1959「鳥取県における条里地域の研究(第1報)」『鳥取大学学芸学部研究報告 人文科学』10(2)
大井手土地改良区 2002『大井手史』
尾高城址発掘調査団 1979『尾高城址発掘調査報告書Ⅱ』米子市教育委員会
佐伯元吉 1914『因幡民談記』因伯叢書1(復刻版)名著出版
喜多村正 2012「鳥取県の村社会」『鳥取県立博物館研究報告』49
建設省中国地方建設局鳥取工事事務所 1978『千代川史』中国建設弘済会
坂本敬司 1991「[資料紹介]慶長十年因幡国氣多郡・高草郡帳」『郷土と博物館』37-1(73)鳥取県立博物館
鹿野町誌編集委員会編 1992『鹿野町誌』上 鹿野町
高草土地改良組合 1987『礎』<高草は場整備事業記念誌>
竹内理三 1974『平安遺文』1 東京出版
鳥取県 1979『鳥取県史』3 近世 政治
鳥取県立公文書館編 2015『新鳥取県史』資料編 古代中世1 古文書編上 鳥取県
鳥取市教育委員会 1973『天神山遺跡発掘調査概報』
鳥取市教育委員会 2005『鳥取市内遺跡発掘調査概要報告書』
中林保 1977「中世土豪吉岡氏の城郭とその居館集落」『鳥取市史研究』2 鳥取市
(独)奈良文化財研究所 2003『上原遺跡群発掘調査報告書-古代因幡国氣多郡衙推定地-』鳥取県氣高町教育委員会
錦織勤 1999「因幡国」『中国地方の莊園』講座日本莊園史9 吉川弘文館
平凡社地方資料センター 1992『高草郡』『鳥取県の地名』平凡社